

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）附則

第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。